

関 係 所 属 長 殿

群 馬 県 警 察 本 部 長

非常通報装置の設置及び運用について（通達）

非常通報装置（緊急通報を行うべき事案の発生に関する情報をあらかじめ記録された音声又はデータにより地域部通信指令課通信指令室（以下「通信指令室」という。）に送信するための装置をいう。以下同じ。）による通報については、迅速かつ的確に対応する必要がある一方、誤報等の多発により通信指令業務に支障が生じるおそれがあることから、非常通報装置の設置及び運用については、引き続き下記のとおり取り扱うこととされたい。

なお、非常通報装置の設置及び運用について（平成 1 5 年 9 月 1 0 日付け群通指第 1 9 3 号通達）は廃止する。

記

1 非常通報装置の設置対象施設

非常通報装置は、警察の指導に沿った防犯・安全確保のための措置がとられている金融機関、郵便局、学校、児童福祉施設その他の公共的施設、重要防護対象又はこれらに準ずる施設のうち、当該施設において事案が発生した場合の被害の程度及び社会的影響、当該施設に係る地域の治安状況、通信指令室における受理体制等の事情を総合的に勘案して、非常通報装置の設置が適当であると認められるものに設置するものとする。

2 非常通報装置等の要件

非常通報装置又は非常通報装置による通報は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) センサー等による感知により自動的に通報する装置ではないこと。
- (2) 誤操作による誤報等を防止するための機能及び正常に通報されているか否かを通報者が確認することができる機能を備えた装置であること。
- (3) 通信指令室において、非常通報装置から送信される音声又はデータによる情報を確実に受信し、発信番号通知その他の方法により、当該装置による通報であること及び当該装置による通報の発信地を認識することができること。
- (4) 通信指令室において、逆信、画像その他の方法により、非常通報装置の周囲の状況を確認することができること。
- (5) (1)から(4)に掲げるほか、通信指令業務に支障が生じるおそれがないと認められること。

3 非常通報装置の設置及び運用に係る手続

(1) 警察署への設置申請

ア 非常通報装置を設置する者（以下「設置者」という。）は、あらかじめ十分な時間的余裕をもって、非常通報装置を設置する施設（以下「設置施設」という。）の所在地を管轄する群馬県警察本部長（以下「本部長」という。）に申請するものとする。

イ 上記3(1)アの申請は、設置者が設置施設の所在地を管轄する警察署長（以下「警察署長」という。）を経由して、本部長あてに、次に掲げる書面を提出することにより行うものとする。

- 非常通報装置設置申請書（別記様式第1号）
- 非常通報装置設置者カード（別記様式第2号）
- 設置施設内部の平面図に非常通報装置の取付位置を表示したもの

ウ 警察署長は、設置者からの申請について必要な調査及び指導を行った上、その結果を非常通報装置設置申請書の署長意見欄に記入し、地域部通信指令課長（以下「通信指令課長」という。）を経て、本部長に報告するものとする。

(2) 設置の承認等

ア 本部長は、警察署長の報告に基づき、設置申請について上記1の施設に該当し、かつ、上記2の要件を満たすことを確認するものとする。

イ 本部長は、非常通報装置による通報は、緊急通報を行うべき事案が発生した場合において、通常の緊急通報を行うことが困難であるときに限り行うものとするほか、必要に応じて、非常通報装置の設置及び運用その他設置施設の防犯・安全確保に関して適当と認められる条件を付するものとする。

ウ 本部長は、調査の結果、申請が適正であると認めるときは、非常通報装置設置承認書（別記様式第3号）を警察署長を経由して設置者に交付するものとする。

エ 本部長は、申請について上記1の施設に該当せず、又は上記2の要件を満たさないと認める場合は、設置者に対し、当該装置による通報には対応することができない旨を通知するものとする。

オ 設置者は、本部長の指示に従い、開通試験を行うものとする。

(3) 変更及び廃止

ア 設置者が申請の内容を変更する場合は、必要な範囲で3(1)及び(2)の手続を準用するものとし、非常通報装置変更承認申請書（別記様式第4号）を警察署長を経由して本部長あてに提出するものとする。

イ 設置者は、非常通報装置を廃止する場合は、非常通報装置廃止届（別記様式第5号）を警察署長を経由して本部長あてに提出するものとする。

(4) 誤報防止

ア 設置者は、非常通報装置による通報を適切に行い、誤報等を防止するために必要な措置を講じるとともに、非常通報装置の構造等につき十分な知識を有する者の保守点検を定期的を受け、その結果を記載した書面を保管しておくものとする。

イ 設置者は、非常通報装置による誤報等があった場合は、当該誤報等の原因を究明し、再発防止のための措置を講じた上、その結果を非常通報装置誤報措置報告書（別記様式第6号）により警察署長を経由して本部長あてに提出するものとする。

(5) 保守管理

ア 通信指令課長は、設置者が非常通報装置の保守のため回線試験を実施しようとするときは、非常通報装置保守日予定表（別記様式第7号）を速やかに提出させて行わせるものとする。

イ 通信指令課に県下全域、各警察署に自署管内の非常通報装置設置者名簿（別記様式第8号）を備え付け、非常通報装置の設置、廃止、設備変更等の状況を明らかにしておくものとする。

(6) 警察による指導

ア 設置者は、設置施設ごとに運用責任者を置き、開通試験及び誤報防止の事務を行わせるとともに、非常通報装置の設置及び運用その他設置施設の防犯・安全確保に関して本部長又は警察署長が行う指導に従わせるものとする。

イ 本部長は、設置者又は運用責任者が非常通報装置の設置及び運用その他設置施設の防犯・安全確保に関して、本部長又は警察署長が行う指導に従わない場合は、設置者に対し当該装置の廃止を求め、設置者がこれに従わない場合は、当該装置による通報には対応することができない旨通知するものとする。

4 非常通報装置事務担当所属

(1) 警察本部における事務担当所属は、地域部通信指令課とする。

(2) 警察署における事務担当課は、地域課とする。

5 非常通報装置の設置及び運用に関する留意事項

(1) 本部長及び警察署長は、設置者及び運用責任者に対し、非常通報装置の設置及び運用その他防犯・安全確保上の指導に従うよう、上記3の手續について、あらかじめ十分に説明するものとする。

(2) 本部長及び警察署長は、非常通報装置に係る申請の内容が最新の情報に更新されているかなど、非常通報装置の設置状況を定期的に確認するほか、非常通報装置による通報に迅速かつ的確に対応する体制の構築状況について検証するものとする。

(3) 本部長は、非常通報装置の運用状況の定期的な確認を行い、誤操作による誤報の件数、誤報等の多発による通信指令業務への影響などを検証するものとする。

別記様式省略